

申請に関する留意事項

- 国立大学法人滋賀大学における大学発ベンチャーの認定等に関する規程（以下「規程」という。）及び関連様式をよく確認し、申請ください。
- 認定及び称号の有効期間は、基本として授与した日から3年間です。（規程第5条関係）
- 認定を受けたベンチャーは、年度ごとに事業報告書等を提出します。（規程第6条関係）
- 事業活動が大学発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合など、認定及び称号の授与を取消す場合があります。（規程第8条関係）